

④後見人等支援機能

後見人が孤立することなく、支援関係者や地域と連携できるチームづくりを目指して、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じます。

○親族後見人からの相談対応

ご親族の成年後見人・保佐人・補助人をされている方、成年後見人等になる予定の方、任意後見契約を結んでいる方々を支援します。

○市民後見人の活動支援

市民後見人の方からの日常的な相談・支援を行います。

家庭裁判所に提出する書類、財産管理等どうすればいい？

親族の後見人になったけれど...

後見人に選任されたけれど、気をつけなければいけないことは？

監督人が選任されたけれど何を？何か相談してもいい？



同意権・取消権が付いたけれど、実際、どうやって使うの？

《お問い合わせは》

座間市成年後見利用促進センター

(受託：社会福祉法人座間市社会福祉協議会)



〒252-0011

神奈川県座間市相武台1-47-1 座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）

電話 046-259-7451 FAX 046-266-2009 メール kouken@zamashakyo.jp

ホームページ <https://www.zamashakyo.jp/consultation/座間市成年後見利用促進センター/>

《開所日・受付時間》

● 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

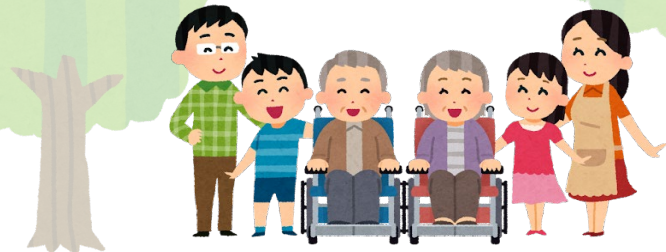
● 第3・第4月曜日（祝日の場合はその翌日も）は休日です。

ただし、同じ週の土曜日は開所します。詳しくは事前にセンターにお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

※ 事務所移転に伴い開所日を変更しています。事前にご確認くださいようお願いいたします。

座間市成年後見利用促進センターのご案内

成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、座間市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を目的に、4つの機能をもって事業を実施します。



①広報機能

権利擁護支援を必要とする方が、相談支援や制度利用につながりやすくなるよう周知・広報を行います。

②相談機能

権利擁護支援を必要とする方が、早期の段階から、専門的助言や支援につながれるよう相談に応じます。

③利用促進機能

制度利用を必要とする方が、身近な地域で適切な支援につながるよう、相談支援機関への支援、受任調整支援、担い手の育成・活動支援等を行います。

④後見人等支援機能

後見人が孤立することなく、支援関係者や地域と連携できるチームづくりを目指して、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じます。

①広報機能 権利擁護支援を必要とする方が、相談支援や制度利用につながりやすくなるよう周知・広報を行います。

○パンフレット等の作成・配布
市内の金融機関や病院、福祉施設、相談支援機関等に配架。

○専門職相談会(事前予約制)
弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士が相談に応じます。
(月2回、1回45分)

○市民向け講演会
制度概要や申立手続きなどの情報を得る機会をつくります。

○出前講座・出張相談
地域の集まりや家族会、相談支援機関等の行う研修会、少人数の勉強会などにセンター相談員がうかがいます。

○ホームページ等での案内
各種情報を掲載します。



座間市 成年後見 センター

検索

②相談機能 権利擁護支援を必要とする方が、早期の段階から、専門的助言・支援につながれるよう相談に応じます。

○成年後見制度に関する相談対応(来所・訪問・電話・メール)
市民や相談支援機関等からの相談に応じます。必要に応じて専門職等の協力を得ながら、申立手続きの支援や法テラス等専門機関への支援につなぎます。

○ケース会議への専門職派遣
支援関係者によるチームづくり支援を目的に、専門的助言のできる専門職の派遣を行うなど、権利擁護支援に関する相談に対応します。



③成年後見制度利用促進機能

制度利用を必要とする方が、身近な地域で適切な支援につながるよう、相談支援機関への支援、受任調整支援、担い手の育成・活動支援等を行います。

○相談支援機関からの相談対応
地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の相談を受け、専門職団体と連携しながら、必要な助言・情報提供を行います。

○困難事例の把握、情報集約
相談支援機関が抱える困難事例を随時把握し、課題解決に向けた情報を集約します。

○成年後見人等候補者の受任調整等の支援
本人の状況等に応じて支援関係者によるチームの意見も考慮した適切な成年後見人等候補者の選定に向け、受任調整等の支援を行います。

○市民後見人の養成
・市民後見人養成講座(基礎研修、実践研修)、実践研修修了者に対する実務実習、実践研修修了者・市民後見人候補者・市民後見人向け継続研修を行います。
・市民後見人の受任に向けて支援します。

※令和5年度市民後見人養成講座の開催予定はありません。

○日常生活自立支援事業利用者の円滑な制度移行
日常生活自立支援事業を利用する方が、必要なタイミングでスムーズに制度移行できるよう、支援します。

どうぞお気軽に
ご活用ください

